

「(仮称)木更津市こども計画」の素案の概要について

自治体こども計画の策定については、こども基本法において定めるよう努めるものとするされています。自治体こども計画の策定の目的として、主なものは以下のとおりです。

- ・地域内のこども施策全体に統一的な横串を刺し、住民にとって一層わかりやすいものとする。
- ・地域が抱える課題やこどもを取り巻くさまざまな状況に対し、実情に合わせて状況に応じたこども施策を推進すること。

本市においても令和8年度からを計画期間として(仮称)木更津市こども計画を策定します。

1. 計画の位置づけについて

本計画は、国の大綱を勘案し、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、以下の各法律等に基づく個別計画と一体的な計画として策定します。

名称	根拠法令等	本市の計画
こども計画	こども基本法第 10 条	木更津市こども計画【本計画】
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条	
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 5、17 条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針	

計画期間は令和8年から令和11年までとし、更新時に木更津市子ども・子育て支援事業計画と統合を行います。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期 木更津市子ども・ 子育て支援事業計画	木更津市こども計画						次期 木更津市 こども計画
	第3期 木更津市子ども・ 子育て支援事業計画						

2. 計画の構成について

(仮称)木更津市こども計画の構成は以下のとおりです。

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 木更津市のこども・若者や子育てを取り巻く現状
- 第3章 こども・若者、子育て当事者への意見の聞き取り
- 第4章 計画の基本的な考え方
- 第5章 施策の展開
 - 基本目標1 ライフステージを通じたこども・若者支援
 - 基本目標2 ライフステージ別のこども・若者支援
 - 基本目標3 子育て当事者への支援
- 第6章 計画の推進

3. 意見の聴取及び反映について

自治体こども計画の策定にあたっては、計画の対象となるこども・若者、子育て当事者の意見やニーズを把握し、計画に反映するために必要な措置を講ずることとなっています。

本計画における意見聴取方法等については第3章、意見の反映については第5章で記載していきます。

意見の調査対象及び内容

- 【アンケート調査】小学5年生・中学2年生・保護者調査/ひとり親家庭調査/若者調査
- 【ワークショップによる意見聴取】「学習支援教室」に通う中学生等/高校生及び大学生を対象とした調査
- 【「きさらづみなトーク」にて市民の意見を募集】小学生・中学生/全市民対象とした調査

4. 計画の推進・評価について

計画の推進・評価については第6章で記載しています。

本計画については、木更津市こども・子育て会議を会議体として、策定に係る諮問、意見聴取を行います。

また、位置づけを行った施策については、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画と同様、各担当課を通じ進捗状況を把握し、年度ごとに木更津市こども・子育て会議へ報告を行い、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

5. 今後のスケジュールについて

第2回子ども・子育て会議以降の主なスケジュールについては以下の予定です。

パブリックコメント	令和7年12月下旬～令和8年1月下旬
第3回子ども・子育て会議	令和8年2月下旬
計画の公表	令和8年3月

(仮称)木更津市こども計画の素案のポイント

1. 意見聴取、ニーズ調査によるこども施策の課題

自治体こども計画におけるこども施策の策定・実施・評価を行うにあたっては、個々の施策の目的に応じて、こどもや子育て当事者等から意見を聴取し、施策の反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとされています。

本項は調査において得られた主な意見、課題についてまとめました。

(1) アンケートによる意見聴取

【小学5年生・中学2年生/小学5年生・中学2年生の保護者調査】

「木更津市に、あったらいいな・こんなことをしてほしいなど思うことがあれば自由に書いてください。」

との設問に対して得られた回答を分類別件数でまとめました。

No.	分類	小5	中2
1	市への要望について	38	39
2	遊び場・居場所について	200	167
3	商業施設等について	149	77
4	行事やイベント、ボランティア活動について	59	17
5	学校生活全般について	24	56
6	衛生について	18	4
7	道路・公共交通機関等について	17	21
8	動物・自然について	17	5
9	経済的支援・経済状況の改善について	28	14
10	交流・相談できる場所について	8	12
11	防犯・防災対策について	18	9
12	公共施設等について	21	26
13	学習の場について	2	10
14	いじめや差別について	9	4
15	その他	127	112

2、遊び場・居場所について ※ の回答から抜粋

<小学5年生>

- ・公園に遊具を増やしてほしいです。
- ・子供用の遊び場を作ってください。みんなで遊べるおもちゃがあるとうれしいです。

<中学2年生>

- ・大人に口を出されずに過ごせる場所
- ・安心して過ごせたり心の癒しになるような場所がほしい。

3、商業施設について

<小学5年生>

- ・すごい大きなショッピングモール(遊べる・買い物ができるところ)をもう少し増やしてほしい。

<中学2年生>

- ・文房具屋と玩具店と駄菓子屋みたいなお店を建てて欲しい。

No.	分類	保護者
1	市への要望について	34
2	子育て支援等について	48
3	就労・就業関連について	7
4	市の広報活動等について	11
5	遊び場・居場所について	102
6	商業施設等について	11
7	行事やイベントについて	20
8	学校・学習の場について	82
9	道路・公共交通機関等について	46
10	経済的支援・経済状況の改善について	147
11	交流・相談できる場所について	5
12	防犯・防災対策について	19
13	公共施設等について	31
14	駅周辺の整備・再開発について	10
15	その他	39

5、遊び場・居場所について

- ・近所には公園が少ないです。あっても小さすぎて子どもが多くて遊べる状態ではなかったり遊具もほとんどないです。帰ってきて自転車で行ける距離に遊具もあり、整備されている公園を作してほしいです。
- ・もっと子供達が安心安全に遊べる場所が、増えるといい。

- ・親子で身体を動かせる場所

10、経済的支援・経済状況の改善について

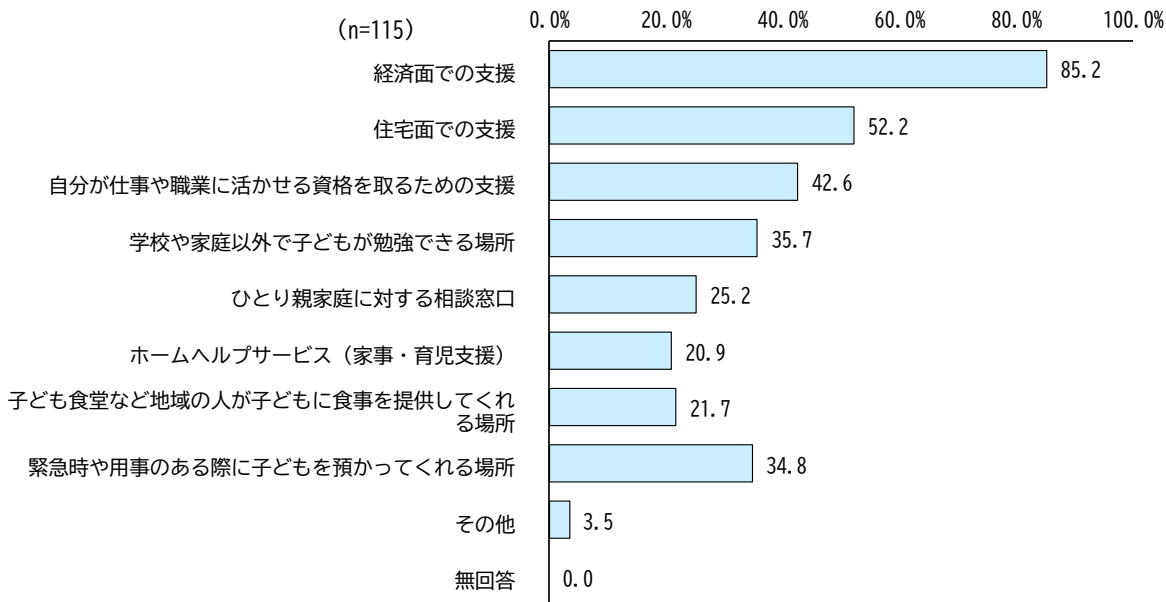
- ・学びたい子が資金面で諦めることのないよう、非課税世帯だけでなく、課税世帯にも教育の支援をしてほしいです。本当は、大学の入学費、授業料はあまりにも高いので、もっと安くして欲しいです。奨学金を借りないと進学、生活できないのはおかしいと思います。奨学金の借金を抱えた若者同士が結婚して、将来の事を考えた時、産めないとなっても仕方のない事ではないでしょうか。

- ・給食費無料とは言わないが、段階的に安くしてほしい。例えば保育園みたいに第二子半額みたいな。

【ひとり親家庭調査】

利用したいと思う支援やサービスについて

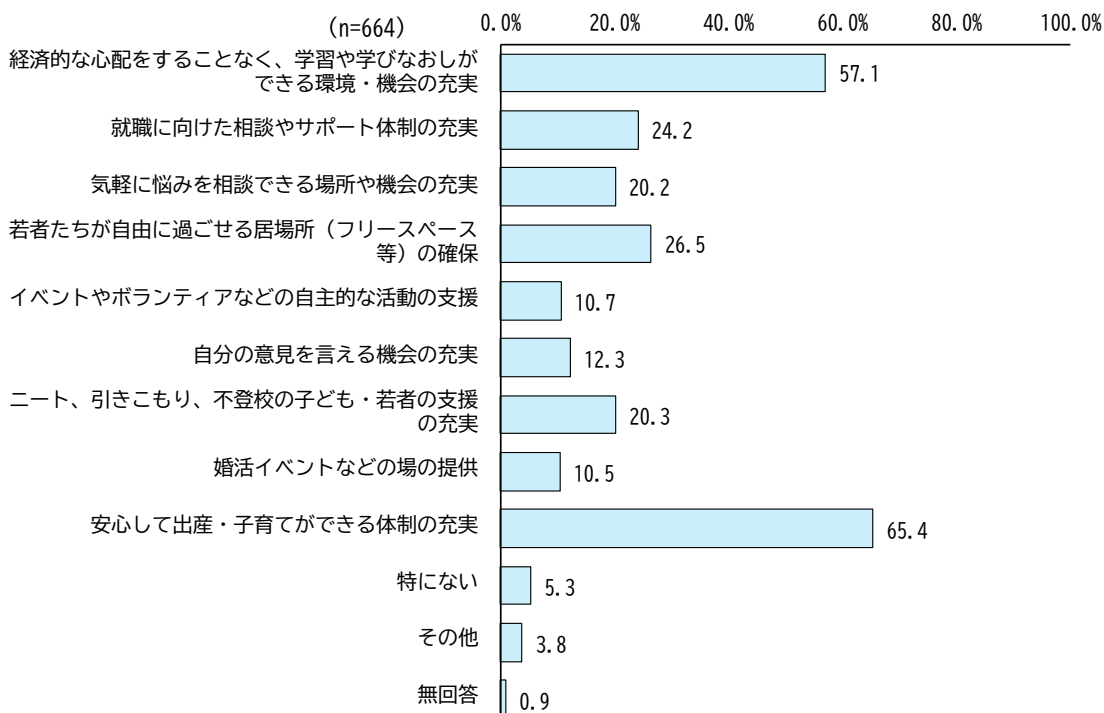
「利用したいと思う支援やサービス」について、「経済面での支援」が 85.2%で最も多く、次いで「住宅面での支援」が 52.2%、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が 42.6%となっています。



【若者調査】

子どもや若者のために、木更津市が取り組むべきことについて

「子どもや若者のために、木更津市が取り組むべきこと」について、「安心して出産・子育てができる体制の充実」が 65.4%で最も多く、次いで「経済的な心配をすることなく、学習や学びなおしができる環境・機会の充実」が 57.1%、「若者たちが自由に過ごせる居場所（フリースペース等）の確保」が 26.5%となっています。



2. こども施策として位置づける取組

1. 意見聴取、ニーズ調査によって得られたこども施策の課題を踏まえ、(仮称)木更津市こども計画に位置付けるこども施策においてその意見を反映するべく取り組んでいきます。

以下にこども計画に位置付ける代表的な取組を抜粋します。

(1)ヤングケアラーに対する取組

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”であるヤングケアラーについては、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。市町村においても年齢により切れ目なく支援を行うために、国や県等と連携して支援体制を整備することを役割として求められています。

【こども計画に位置付ける取組】

取組名	取り組み内容	担当課
児童虐待対策事業	児童虐待防止に関する普及啓発および相談窓口の周知を行います。また、木更津市児童虐待対応マニュアルおよび千葉県児童虐待防止マニュアルに基づき、地域や関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応、再発防止に向けて取り組みます。さらに、職員や家庭相談員等の相談援助技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修への積極的な参加を促進します。 ヤングケアラーへの支援においては学校教育課をはじめ関係機関等と連携を図ります。	こども 家庭 支援課

(2)こどもの居場所づくりに関する取組

こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進については、国の指針により、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設けていく必要があるとされています。本市においても、家庭環境等の様々な要因により、自身の居場所を持てずにいるこどもに対し、既存施設の活用等により、安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。

【こども計画に位置付ける取組】※ はこども計画の策定と合わせて取り組む施策

取組名	取り組み内容	担当課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	こども 家庭 支援課
こどもの生活・学習支援事業	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。	こども 政策課

取組名	取り組み内容	担当課
夏期子どもの居場所づくり実証事業	保護者が就労等により見守ることができない状況にある夏休みのこどもの居場所の確保と保護者が安心して働くことができる環境づくりを促進する取組を行います。	こども政策課
放課後子ども教室推進事業	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」を開催し、子どもたちが放課後に安全で安心して過ごせる居場所を提供します。 現在、実施している放課後子ども教室6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの確保に取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営を継続します。	生涯学習課
小学生の朝の見守り事業	保護者が仕事で朝早く自宅を出る家庭のために、小学校の登校開始前に学校施設などを利用して、児童が安全に安心して過ごせる場所を提供します。	生涯学習課
夏季休業期間中の居場所提供	夏季休業期間に、小中学生を対象に自由に過ごせる場の提供を行います。	図書館

(3)その他こども計画策定と合わせて行う取組

その他個別に意見を受けて内容へ反映を行っていく取組やこども計画策定と合わせて取り組む施策については以下のとおりです。

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びや学びの充実(抜粋)

取組名	取り組み内容	担当課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる制度です。	こども保育課
保育ボランティアの養成	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを教え、幼児を持つ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成等に向け、子育て支援ボランティア養成講座を開催します。今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課

地域子育て支援、家庭教育支援(抜粋)

取組名	取り組み内容	担当課
子育て支援サービス拠点「こどもの森」の整備に向けた取組	各種の子ども・子育て支援事業を子育て世帯が利用できる子育てサービス拠点「こどもの森」の整備について、各関係機関と協議・検討を行い整備計画等の作成に取り組みます。	こども政策課
子育て情報提供・発信の一元化	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、市のホームページ内「子育て応援サイト」により情報発信する事業です。 定期的な情報発信、情報の整理及び周知に取り組み、必要な情報を得られるよう内容の充実を図るとともに、幅広い家庭への発信のため、多言語対応等に取り組みます。	こども政策課

ひとり親家庭への支援(抜粋)

取組名	取り組み内容	担当課
養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業	ひとり親家庭等の生活の安定や、ひとり親家庭で育つこどもの健やかな成長を目的に、養育費に関する公正証書等を作成する際の費用を補助します。	こども 家庭 支援課
離婚・別居に伴う養育費の確保や親子交流の支援	ひとり親家庭で育つこどもが健やかに成長できるように、必要に応じて、こどもの養育に関する合意や、親との交流を支援する関係機関を紹介します。	こども 家庭 支援課